

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成29年度第1回）議事録

○日時

平成29年5月16日（火）14時～

○場所

西宮市職員会館3階 大ホール

○出席委員

北野会長、吉田副会長、安東委員、近藤委員、柴田委員、清水委員、角野委員、関本委員、高田委員、玉木委員、塘委員、西田委員、西本委員、藤田委員、本郷委員、三浦委員、室委員、森裏委員

計18名

○傍聴者

3名

○会議次第

1. 開 会

- ・局長挨拶
- ・委嘱状の交付
- ・諮問書の交付

2. 委員・関係職員紹介

- ・委員・事務局職員紹介

3. 傍聴の許可

4. 議 事

- (1) 西宮市障害福祉推進計画について
- (2) 障害者支援に関する近年の国の政策動向と西宮市の現状
- (3) 西宮市障害者等実態調査の概要について
- (4) 西宮市障害福祉推進計画の重点課題について

5. 閉会

○資料

資料1 西宮市障害福祉推進計画について

資料2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

資料3 西宮市における障害のある人を取り巻く現状

資料4 西宮市障害者等実態調査の概要

別冊 1. 西宮市障害者等実態調査【結果報告書】

2. 西宮市障害者等実態調査（委員提案）クロス集計結果
当日配布資料 「西宮市障害福祉推進計画の重点的な取り組み」（事務局案）

○議事要録

1. 開会
2. 委員・関係職員紹介
3. 傍聴の許可
4. 議 事

会長

それでは議事に移りたい。本日の議事は次第の通り4つである。時間の関係もあるため、初めの3つについて事務局より併せて説明を受けた後、4つ目の重点的な取り組みの検討について皆様にご意見をいただきたい。本日は全ての方にご発言いただきたいと考えている。説明について質問があれば、順番にご発言いただくので、その時にいただければと思う。

それでは議題の3つ目までを事務局よりご説明いただきたい。

- (1) 西宮市障害福祉推進計画について
- (2) 障害者支援に関する近年の国の政策動向と西宮市の現状
- (3) 西宮市障害者等実態調査の概要について

事務局

【議事（1）～（3）について説明】

- (4) 西宮市障害福祉推進計画の重点課題について

事務局

【「西宮市障害福祉推進計画の重点的な取り組み」（事務局案）について説明】

1. 相談支援・権利擁護支援
2. 地域生活の支援
3. 就労支援
4. 療育・発達支援
5. 理解・啓発の促進

会長

資料の基本理念、将来像、基本目標は継続して変えないと市としては考えているということであるが、皆様からの意見があれば受けてよいということでもよい。時代も変わってきていることであり、委員の皆様これまでの活動等も踏まえ、重点的な取り組みの市の案を踏まえながら、もっと取り組んでほしいことなど、ご意見を主にいただきたい。また、これまでの資料説明についての質問があれば、今回が初めての委員については自己紹介もかねて、発言をお願いしたい。

委員

重点的な取り組みの5点について、端的に5項目挙がっているのはわかりやすくよいと感じたし、「理解・啓発の促進」についても何に取り組まねばならないかということで、すぐイメージできるものである。私が「就労支援」だけでなく「理解・啓発の促進」に目が行ったのは、これまで当就労生活支援センターで就労支援を進めてきたが、窓口に来られた方に支援するだけではもうだめだと考えている。

一昨年ごろから力を入れているのは学齢期への支援である。就労支援としては高校3年生で進路を考え始めるが、それでは遅い。保護者・本人のニーズはもっと早い時期からあると考えている。当センターへの相談も中学生が増えている。全体的に就労をしっかりと考えていかねばならない。中学生であれば、地域の小学校、特別支援学校とも一緒に考えていくための時間を作らねばならないと思っている。

もう一つ当センターで取り組み始めたのは、受け入れ企業についてである。働きたいというニーズがあっても、対応する受け入れ企業が必要である。現状では、障害者を受け入れるというより、雇用率という側面が一番に来てしまっているところが多い。障害をしっかりと理解し、受け入れられる企業について当センターが率先してやっつけていかねばならないと思う。今年力を入れているのは、地域職業体験という取り組みである。市内の企業にアプローチし、作業所施設の利用者が企業に移行する時に、ちょっと体験する事業所というものが大切だと思っている。

このように企業開拓を行っているが、そこで感じたのが「理解・啓発の促進」の重要性である。企業が地域で障害者を受け入れる形が作れた時に初めて地域が障害を理解し、障害者が町に受け入れられたことになるのではないか。サービスや制度は出来たが、住民が障害者を知ろう、触れ合おうという機会がなかった。そういう機会を当センターが作っつけていかねばならないと思い、理解・啓発の部分が意義あると感じるし、もちろん地域生活や計画相談などとも連携しながら支援を進めなければならないと思った。当センターとしては企業へのアプローチは弱い部分もあり、地域職業体験の実現に向けては、地域の理解・啓発につながっていく取り組みだと思っているので、市のバックアップや「トライやるウィーク」のような形で県や地域の後押しを受けて企業の掘り起しができればと考えている。

会長

委員なら重点的な取り組みの3番（就労支援）中心と思ったら、理解・促進の話や受け入れ企業の啓発についてのお話であった。また、学齢期の就労意欲への支援をきっちりしてほしいというご意見もあり、大事な点であった。

委員

就労支援に関して申し上げたい。就労継続支援A型とB型がこの10年で市内で激増し、量は増えている。すでに飽和しているのか、まだ足りないのかの議論が必要である。また、量は増えたが質はどうかということがある。A型については厚生労働省の是正指導が始まっているようだが、質はちゃんと担保されているのか、障害のある方の働く水準は豊かになったのかという視点が必要だと考えている。

2点目は質問になるが、数週間前に市内のA型、B型の事業者に対して高額随意契約が続いてきたことについてマスコミ報道があった。先立っては事業所の弁明の機会もあったと聞いているが、西宮市のホームページには優先発注の目標額として4億円が掲げられており、この規模の都市の額としては突出している。数字としては良いことだと思うが、質問したいのは特定の団体に対する高額の随意契約が長期間にわたって続いていることが、見直しの対象になるのか、そうではなくて公平性が保たれて従来通り続けられるのかが関心があるところである。全国的には優先調達推進法ができたことで、発注額も伸び、追い風であるが、適切な方法で公平性が担保されることが明らかにされた上で、随意契約等執行される必要があると思う。それについてお尋ねしたい。

会長

委員より、就労継続支援の質の問題への指摘があった。全体として西宮の就労継続についてどう認識していくべきかということがある。もう1点は高額随意契約についてマスコミに書かれていることについては答えられる範囲で担当からお答えをお願いしたい。

事務局

就労継続支援の質の担保については国からの通知も出ているが、引き続き国の動向等考慮しながら進めていきたい。優先発注についてだが、障害者の安定した就労のために継続して業務委託してきたことは必要だと考えている。しかし公平性というご指摘があり、今回の件を受けて問題があったかを分析し、他市の状況等も調査して対応していきたい。

事務局

A型とB型の量については、市内在住の方が市外を利用したり、その逆もあるため一概には言えないが、いずれについても定員と利用者数を比較するとまだ定員に余裕がある状況である。質については新規参入が増えている状況であり、支援のばらつきがあるかもしれないが、法人指導監査等を通じて定期的に状況把握し、指導を続けていきたいと考えている。

会長

今後、市としても検討されて、こちらに意見を反映いただくということによりよろしくお願いする。

委員

重点的な取り組みについてだが、特に「理解・啓発の促進」が、「地域生活の支援」や「療育・発達支援」などにもつながってくると考えている。地域生活にあたっては近隣住民などの障害者理解は乏しいと痛感している。特に幼児期からの理解が大事ではないかと思う。就労にあたって学齢期から啓発ということが大事だという話があったが、学齢期から就労に向かって生活していくベースを地域、保護者、教職員が共につくっていかねばならないと思うし、理解・啓発促進は小学校・幼稚園などのコミュニティで保護者へも説明する機会を設けていくことが必要だし、教職員の理解についても大事になると考えている。

教職員の中でもどういう支援をすればよいか、子どもに合わせた支援の仕方、どういう大人に育てるかという目安が、教職員間、学校間でまちまちであり、それに翻弄される子どもの姿があると感じている。しっかり目標を持って進めて行ける体制づくりを大事に作ってあげればと感じている。

会長

おっしゃる通りで、資料でもまとめてもらっているが、地域生活の上でも住民の理解が重要である点や、障害児の学校・友だち・その保護者の障害理解を求めていることが示されている。学校関係者の理解が低いという意見もあり、これは障害児計画の課題なのか全体の課題なのかということはあるが、きちんと検討いただきたい。

委員

会長よりコメントいただいた通り、障害者等実態調査の結果をどう計画に反映させるかをしっかり考えていただきたい。私どもの事業所は他市からもたくさん利用されているが、計画に関するアンケートは各市町からきて、本人・家族・後見人に渡すが、その結果がどう活かされているのかという声をよく聞く。計画ありきではなく、当事者の声ありきの計画策定につなげていただきたいということが希望の1点目である。

私は数年前までは相談窓口の相談員として10年以上仕事をし、この場でも顔見知りの方が数名いらっしゃる。しかし入所施設に入るとそういう方々との連携がなく、それが施設の大きな課題でもあると思う。今後地域生活拠点の充実も望まれるが、入所施設が地域の社会資源として生かされるような仕組みづくりとして、施設としてお手伝いできると良い。数値目標は示されるが、具体的にそれをどう進められるかを計画に盛り込めると良い。私自身も相談支援の中でつながることが大きなテーマであると思っている。(重点的な取り組みの)1～5は大きな課題であり整理しやすいテーマだが、それぞれにつながっており、全体を通して基本目標、将来像を進めていくということが見えるようになると良いと思う。

具体的にそう感じるのが、私どもの事業所で障害者雇用促進の推進委員会を立ち上げて取り組みを進めようとしており、現在2名の方を雇用しているが、障害者雇用を法人内で進めると、他機関との連携が広がっている。本人の生活支援であったり、具体的な就労の支援に関しては外部のジョブコーチにも手伝っていただいている。そういうつながりの広がりがあり、そういう部分を計画に反映できると良いと感じている。

会長

これだけの実態調査があるので、これを計画に活かすということが大きなテーマであろうと思う。重点的な取り組みの中で入所施設の役割についての意見、社会福祉法人の社会的責務として障害者雇用をどう展開していくのかという点についてお話しいただいた。計画の中でうまく取り入れていけると良いと思う。

委員

実態調査で障害児の医療の受診状況や医療的ケアの状況をみると、87.4%もの人がかかりつけ医がいるということは、よかったと感じている。その次の、夜間や休日に具合が悪くなった時の対応について、うまくいっているのかどうかは今後の課題であると感じている。

医師会は阪神間で「むこねっと」という連携する仕組みを持っている。病院と各診療所が患者の同意のもとに診察情報を共有するシステムを作っている。国内的にも大きなネットワークとして注目されている。阪神間ならどこでも診療所でもかかったデータを共有できるように広めていきたい。

市に感謝したいのは、障害者を取り巻く現状として、障害者児への支援体制としてこども未来センターで活発に対応していただいている。ただ、発達障害の方は多くて順番待ちで困っているという声も出ており、医師会としてももう少し子育ての不安を解消していく取り組みを考えている。重度の障害児の医療については、目標設定もされており、障害者・児の医療について配慮していただき感謝している。特に発達障害など18歳以上になると、こども未来センターでも診ることができなくなるので、引き続きネットワークの取組等を進めて障害者医療の対応力を高めていきたいと考えている。

会長

実態調査を参照しながらかかりつけ医の問題や救急で対応する仕組み、重症心身障害者の問題などの部分について、また発達障害児の支援について今後の問題など、基本的な仕組みは出来つつあるが、障害者医療を充実させるための取組みについて検討したいとのご意見をいただいた。今後これらも踏まえて考えていきたいと思う。

委員

1点質問があるが、その前に資料の現状認識についてだが、手帳所持者の状況の中で一覧表から推察すると、平成24年以降、精神障害者（手帳所持者数）が増加しているということを確認した。それに基づいて、5年前とは状況がかなり変化しているので、重点的な取り組みの5点の中でも、さらに支援の充実等を考えていただければと思っている。質問については、資料で精神科病院から地域生活への移行促進ということで、市としては目標設定をしないということであったが、これについてはいつ県から指示があるのか、その時期について推進計画の策定に間に合うのかについてお聞きしたい。

会長

精神障害者の手帳所持者がかなりのスピードで増えており、それを踏まえて重点項目における支援の部分はどう組み込めるかという点が1つ。もう一つは県の目標を西宮市にどうあてはめて、市として方向性を定めていくかについて何か意見があればお願いしたい。

事務局

精神障害者の地域生活への移行については、県と情報交換を行っていく。

会長

今後前向きに進めていただきたい。

委員

資料の判定別療育手帳所持者の状況についてだが、療育手帳のB2の増加の要因について、発達障害の増加なのかと思うが質問したい。また、重点的な取り組みについてはこの通りだと思うし、これまでの計画からも大きな変化はなくずっと取り組まれているものである。その中で何が一番問題になっているかといえば、西宮市は人口が多いのでサービス量が追いついていないということである。もう一つは介護者の高齢化について、資料で介護者が65歳以上が突出していることが示されている。その中で生活基盤を何とかしなければという思いも示されている。それらを踏まえた西宮市の課題についても書いていただいている。

その上で、事業者としては次の事業のイメージを持ちにくくなっているということを申し上げたい。これまでグループホームの推進など進めてきた。賃貸の住宅を借りて4～5人単位で暮らしていくことを当たり前として事業を膨らませてきたのだが、ここにきて行き詰っているのが、1つは消防法の関係である。賃貸マンションを借りていて区分4以上の入所者が多い中で、スプリンクラーを付けよとこの一年ほどを期限として言われている。しかし賃貸マンションでスプリンクラーの設置は難しい。少人数で設備費もかかってくる。今後どう展開していけばよいかいくら考えても進んでいないのが実態である。方針を転換したのは、自分たちでホームをつくる、もしくは理解ある地主さんにグループホームを建てていただいて賃貸として借りる、この場合は消防法にも対応した設備とし、それを家賃として払う形を基本方針として進めてきている。

これらはハード面の整備についてだが、次の課題がスタッフ不足である。日中は比較的仕事に来る人がいるが、泊まりの仕事はスタッフが集まらない。また労働基準法の問題で同じ人に何日も泊まらせられない。労働基準法の基準通りにするなら人をそろえなければならないし、そのためにはそれに応じた対価の支払いも必要である。正職員、嘱託、パート・アルバイトなどを組み合わせ、乱数表のような勤務表を作って対応しているが、これではモチベーションも上がらない。しかし実態をみればしなないといけないと思う。

事業者がやろうと思えるように持っていかねばならない。財政の壁ということがあり、その部分が少しでも推進計画に反映されればということが変わらぬ思いである。他はどうしてもよいとは思わないが、5つの中のさらに重点課題は生活支援であり、その中でも重点課題がグループホームだというのが私の意見である。ガイド・ホームヘルパーについても障害の分野ではまだ需要と供給のバランスがとれていない。ガイドヘルプの利用は休日にニーズが集中してくるが、その対応のためにはスタッフの数がかなり必要になる。そういうあたりをどのようにうまく養成していけるかといったことを考えている。介護保険の事業者が障害についても対応しているところもあるが、そういった形で豊かな暮らしが維持できるように進めたい。生活基盤は非常に大切なものであり、その部分を推進できるような計画をイメージしていただけるとありがたい。

会長

最も大切なポイントとして2点指摘いただいた。支援人材の確保の問題で人がいなければ取り

組みは推進できない。人材の確保、夜間や土日に一定の質の人材を確保するかという点である。

委員

事業者の方でもどのような工夫をしているかを聞いてみたい。

会長

もう1点は介助者の高齢化の問題について、差し迫った問題であり地域でどう生活支援を創っていくのか、グループホームと消防法の関係など、きっちり一定の方向を示していくということで進めたい。

事務局

療育手帳B2の増加の要因についてお答えしたい。資料をご覧いただくとよくわかるが、0～19歳が圧倒的に多くなっている。発達障害の方にもB2の手帳を出すこともあるが、平成24年度に児童福祉法が改正になり、放課後等デイサービス等が整備された。これらは手帳が無くても受けられるものではあるのだが、手続に来られた時に行政の窓口等で手帳取得を紹介され、手帳を取得することで他の各種サービスが利用できるという理解につながったこともあってのことかと考えている。

委員

障害者の生活向上について、地域生活の支援、就労支援、理解・啓発の促進など見守っていきたいと思う。

会長

全体として前に進めてほしいという意見であった。

委員

重点的な取り組みについて、地域生活の支援について述べたい。障害児の実態調査の中で災害時に一人では逃げられない、誰かに助けてほしいという意見が多かったが、やはり障害児は家族と住んでいることも多いが、いつも家族と一緒にいるわけではないということ、どこで災害に遭うかわからないということで、災害時にスムーズに避難できる仕組みが必要だと思っている。今後の計画には含めていただきたいと思っている。

もう一つは移動支援についてだが、事業所が少ない、小学生以下が対象になっていないというところがあり、サービスが不足していると思うので、移動支援事業所を増やす取り組みも必要だと思っている。移動支援で使える内容についても、今は学校やデイサービスの送迎は難しいという制限もあるようで、改善に向けて進めていければと思っている。

また、障害児のショートステイについても少ないということがある。保護者の都合で利用したくても事業所がない、あったとしても地域的に利用しにくいということがあるため、ショートステイを利用できるように考えていければと思う。また、資料で施設入所者の地域生活への移行に

ついて、施設入所をしている方が地域で生活するための支援が必要だと思うが、その点で市としてどう考えているのかということはお聞きしたい。

会長

障害児の支援の中で、災害時の対応、避難の仕組みや、ガイドヘルプとショートステイについて、事業所が少ない、利用しにくいという点について、その要因の分析も含めて可能な施策を考えていくことをお願いしたい。また、施設から地域で暮らすための資源が少ないという課題についても検討いただければと思う。

委員

初めて参加させていただいた。皆さんの意見を聞いていろいろ勉強になった。気になることとして、実態調査についてだが、回収率47%というのは多いのか少ないのか、できれば70~80%の方から回答いただければよりしっかりした内容になると感じた。

実態調査の中でデータを分析されたものを見てなるほどと思うことはあるが、できれば（重点的な取り組みの）5項目にもう少し簡単なコメントも入れていただければわかりやすかったと思う。

日本語と同じように手話も言語である。コミュニケーションの言語として大切なものである。聞こえない人が社会に参加しにくい状態がある。例えば近所の方とのつきあいについても家族に頼っていることが多いということがある。しかし、家族も高齢化しているので、頼りにくくなっているということが聴覚障害者の間でも問題になっている。手話でコミュニケーションができる環境をつくらないと、聴覚障害者がこういう会議などにも参加できず遅れていくという状態になる。音声言語と手話も同じように言語として認めるために手話言語条例というものが制定されている。西宮市はまだであるが、この5項目に加えて手話言語条例についても掲げてほしい。県内でも16の市町が手話言語条例を制定しており、手話でコミュニケーションができるまちづくりを推進していただきたいと思う。

会長

3つご指摘をいただいた。アンケート調査の回収率はもっと高い方がよいのではないかと、どう理解すればよいかという質問であった。2点目は重点的な取り組みの5項目に少しコメントを加えてほしかったという意見だったが、これについては私の方から申し上げたことでもあり、行政のコメントをあまり入れると皆さんの意見を反映するのではなく市の意見を押し付けることになる恐れがあり、自由に発言していただくためにコメントが入っていないということについてご理解いただければと思う。3つ目の手話言語条例については市としても検討いただきたいということで、本人と住民との間のコミュニケーションを家族がつないでいる問題も含めて検討課題をご指摘いただいた。

事務局

回答率についてだが、3年前の回答率が49.5%であった。今回の結果もほぼ同じ水準でやや下

回っているが、統計学的に必要な水準は満たしていると前回は報告されており、今回もそれに近いものと考えている。

事務局

手話言語条例についてだが、「理解・啓発の促進」の中で議論を進めていきたいと考えている。

委員

この5つの項目は必要なことだと思うが、手話言語条例については別の項目として並列させてあげてほしいと考えている。

会長

それについても今後検討していきたい。

委員

民生委員として最も関わるのは「地域生活の支援」だと思う。大きなことはできないが、地域に障害のある方がいることを理解した上でどう関われるかを考えねばならない。民生委員としてはみんなに理解してもらうこと、各種法律などもあるが、理解を進めていくことが大切だと思う。この会議にも長年かわり、自立支援協議会の中の暮らし部会にも関わっているが、地域で生活したいという意見が多くなっている。アンケートでも表れているし、施設ではなく地域でということも同じことだと思う。その時に住民の1人として身近な相談相手にどうやったらなれるかということが、民生委員として問われており、どういった受け入れ方ができるかを考えていかねばならないと感じている。

自立支援協議会では災害時の問題が大きな話題になったが、実態調査にあるように、(障害児のうち)自分だけで逃げられるのは20.7%、誰かに助けてほしいのが76.5%となっている。両親などの家族や近所の人が「誰か」にあたるのだろうが、その近所の私たちはどういう助け方ができるかという問題である。アンケート結果にも出ているが、(障害児のうち)地域避難支援制度を知らないのが90%で知っているのは5.5%、地域安心ネットワークの利用者も非常に少ない。地域避難制度についても実際に登録するところまではなかなか行っていない。

私の住んでいるところについては、元気な方で、お母さんからなぜうちに来たのかと聞かれた。私は実際に本人に会ってみて、いざという時には逃げられるし大丈夫かもしれないが、災害の時にはパニックになるかもしれないし誰かに助けてもらえるよう登録した方がいい、と勧めて登録されることになった。

会長

実態調査で緊急時の支援という項目が挙げられていたが、これを5点の重点的な取り組みに含めるかどうかは大きな課題であり、誰がどういう役割を果たすのか、民生委員や地域安心ネットワーク、地域避難支援制度の登録の啓発・推進など大事なテーマであり、ここでも考えていきたい。

委員

5つの重点的な取り組みについてはこれまでも掲げられてきたことだと思うし、内容的には制度によって変わるところもあるかもしれないが、私たちとしても要望してきたことはすべて入っていると思う。

相談支援ができ、本人中心支援計画がみんなのものができてきていると思うが、それが100%できているのかについてお聞きしたい。相談支援があつてよかったと思うのは、高齢化になってあまり人に頼ってこなかった母親たちが、相談支援があつたことでサービスを利用できるようになったということは良かったことだと思っている。ただ、サービスの支給をされていない人、今は普通に生活できているようだが、親が亡くなった時に支援がどう入るのかということがとても心配で、先日もそういう事例があつて本人に聞いてみたところ、近くに知り合いがいてなんとなく生活がうまく行っているが、今後を考えるとしっかり見守らねばと思ったため、行政にも相談員にも情報共有をさせていただきたいというお願いをしているところである。

グループホーム等の地域基盤の充実が私たちが本当に一番望んでいるところであるが、資料の障害の重度化、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の整備というところで、平成32年度までに1カ所だけなのか、とも思うが、単に入れ物が必要ということではなく、面的な整備であるならその具体的な進捗状況についても教えていただきたいと思っている。同じ資料の障害児支援の提供体制の整備のところ、児童発達支援センターはすでに設置済みで目標設定しないとあるが、施設ができるときに医療と教育と福祉の連携を大きく掲げられて、期待したのだが、その中身についてはこども未来センターをわれわれの会員が利用しているということもあまり聞こえておらず、中身を充実させてほしい、具体的な仕掛けも考えたいと思う。

「理解・啓発の促進」については、やまゆり園事件等に見られるように、親の会として理解を求めてきたのだが、私たちのやってきたことはまだまだ足りなかったと感じる。親の会としては啓発に向けた取組も進めており、いろんな方との連携も進めていきたいし、行政としてのバックアップもいただければと思う。

会長

計画相談支援の達成率について質問があつたがいかがか。これによって本人・家族が発言でき、意識も変わってきたという評価も頂いたが、抱えている課題もいろいろあり、地域生活支援拠点についても面的整備を含めてどういう内容にするのか、児童発達支援センターの内容をどう展開するのかについても意見を言える仕組みづくりについてもご指摘があつた。

事務局

計画相談支援について3月末現在で9割は超えているが、間に合わずにセルフプランでとりあえず対応している方もあり、引き続き計画相談支援につながるようしていきたい。

委員

就労支援と地域コミュニティに関心がある。地域コミュニティの立場として、委員からも話が

あったが、緊急時の支援として要支援者の地域避難支援制度についてだが、本人がということではなく、各自主防災会や自治会がやろうということにならなければ制度として始まらないものである。私の地域でも8つの自治会がどれも取り組めていない。というのは制度のハードルが高く、簡単に始められるような形にはなっていないため、制度上の工夫も含めて必要ではないかと考えている。あと人材確保についてだが、西宮市では保育士の合同説明会があると聞いているが、福祉でも同様のことができると良いのではないかと思う。

会長

地域避難支援制度については自治会が取り組むためのインセンティブを作れないかというご意見であった。また福祉の人材確保の仕組みについてもご意見いただいた。

委員

言いたいことはたくさんあるので項目として言いたい。

基盤整備については、インクルーシブを進めていくためには、少なくとも市内の社会福祉法人のトップ会議を積極的に持っていただきたい。障害福祉分野だけではなく、子どもや高齢者を含めて、どうやって整理をしていくかを確実にやっていかなければ、一法人、一事業所だけでは難しいと思っているのでよろしくお願ひしたい。

また、市営住宅の中にグループホームを確保するといった独自の政策として作っていくと、もう少し住まいの場の拡張につながると思う。

国の指針についてだが、いまさら「親亡き後」という言葉を使うことに、非常に違和感がある。西宮ではせっかく「本人中心」と言ってきたし、子どもは子どもで主体的にどうやったら生きていけるかということをもっと計画にしっかり描いていく必要があると思う。そのためには、今回の計画には障害児計画もちゃんとセットされるのだから、特に実態調査で障害者への理解・権利の点で、学校生活でいやな思いをしたことがある知的障害者が54.9パーセントあるということで、本当にこれからインクルーシブ教育を進めていけるような計画を書いていかねばならない。

何も権利条約を批准したからということではなく、昨年度、内閣府の障害者の政策委員会の中外務省が来て、「持続可能な開発目標17(SDGs)」というものが出されており、その目標の4番目に「すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」という目標が掲げられている。この目標が挙げられているのは、いろんな条約ができているが、各国が本気で取りかかっていないからあえてもう一度、持続可能な開発目標としてあがっているものである。その中で障害のある子もない子も共に学ぶ環境をこれから西宮で作っていくことを明記してほしい。

最後に、西宮市では2万2千人の障害者がいて、そのうち6割が高齢者であるが、この2万2千人が差別解消法の対象になる。手話言語条例については、差別解消法の時点ではなく、障害者権利条約を批准した時点で言語として国家が認めたということであり、今度は委員が言われた通り、市民レベルで手話をきちんと認めていくことが必要である。差別解消法については内閣府の調べでは、年間2,700件しか相談が上がっていない状況である。西宮でも2万2千人いるのに、700万人以上いる全国の状況の中で、どれだけ差別解消法が広がっていないか、啓発が広がって

いないかの表れである。計画を基礎にしながら、どうやったら差別をなくしていけるかということを書いていければと思う。

会長

法人のトップ会議で考えてほしいということ、市営住宅も特例ではなく全体の構想の中でグループホームを組み込めないかということ、3つ目は本人中心の支援を考える上で家族が中心の考え方の転換、最後に本人が受けたいやな体験の中で学校が多く、インクルーシブな教育をどう保障するかということと、本人の権利を守っていく仕組みとして差別解消法をどう展開するかをしっかりと検討してほしいという意見であった。

委員

全体的なことでは、これまで通り、西宮は権利条約の言う共生社会の実現に向けてすべてのことを展開していくということをしかりうたった計画にしてもらいたいということ。特に「理解・啓発の促進」が重点的な取り組みに挙げられているが、他の委員も言ったように差別解消の具体的な展開方策を盛り込む必要があると考えている。

細かいことになるが、他の委員からもあったように地域生活支援拠点の整備については、第4期の障害福祉計画の中で、数値目標として出ていて、ここでは国の基本指針によるところの面的な体制整備をすると西宮市は言っており、それは第4期の計画の基本方針を施策として発展させたものだと書いている。これは必要なサービスの保障と面的な機能連携の体制づくり、理解促進と人材育成となっている。面的整備についての骨格構造は西宮市として優れたものを4期に作っているのだから、これを引き継いで5期では実体化してもらいたいと思う。

資料で第5期における目標設定の中で、障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の整備という文言があるが、第4期ではこの言葉は出ていないし、若干不自然にとらえられる文言である。それを言うなら共生社会の実体化に向けた地域生活支援拠点の面的整備というべきではないかと思うし、そういう言葉については厳格にしておくべきだと思っている。その上で目標設定として「1」という数字を入れるのも変な話で、地域共生館はゴールではなくスタートラインであり、どうゴールを描くのかということについて、面的整備についての具体的・現実的な方向性を用意する必要がある。我々が知恵を寄せ合って考えていかねばならないと思った。

会長

障害者差別解消法の具体的な西宮市としての展開方策を位置づけねばならないということと、地域生活支援拠点の整備について、面的整備という方向性を選んだのであり、一つ拠点をつくるのではなく、面的に緊急対応、相談、医療ケアなどの仕組みをやっている実体の担保が必要である。それをどうコーディネートするかという仕組みも含めて、課題は大きい実体化していこうというのが委員のご意見であった。

委員

数年前にあった洲本事件をきっかけとして、兵庫県では措置入院患者の支援制度を作っている。

今回の相模原事件をきっかけに、兵庫県の制度をベースにした国の制度作りがこの国会でも審議されている。ここでは、精神障害者の監視体制をしくような法改正になっている。今回の計画の見直しにあたって、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築ということもうたわれているが、この法案が通ってしまうと逆行になる。西宮市ではそういうことにならないよう進めていただきたい。精神障害者の地域移行支援や地域生活支援の前提として、監視や管理をすることがあってはいけない。人権を擁護する共生社会の実現を私達は目指しているはずであり、市としても仮に法案が通ったとしても国に対してものを言って欲しい。

今回の実態調査報告書だが、この中にはとても重要なことが書かれていると思っている。重点的な取り組みについては、より内容を分析して盛り込む必要があるのではないかと思う。1～5の文言について、全体的なところでは第4期の言葉からあまり変えなくてよいのではないかと思う。すっかりしすぎて逆行している感もある。相談支援に対するニーズも高い。前回（第4期）の障害福祉計画の中では、相談支援の充実・体制づくりという文言になっており、それでよいと思う。

言葉の一つ一つは今後検討していけばよいと思うが、（現計画の重点的な取り組みの中の）最後の「自立支援協議会における協議の推進」が無くなったのは残念である。重点的な取り組みの実体化をする上で、どこで議論をするのか。この委員会の中で第4期の実行計画についてちゃんと評価できているのか。ここの中で第4期の基本方針や成果目標についてきちんと評価して、できなかった理由は何かということがあったうえでの次の計画だと思う。見直しにあたって、次の策定委員会に向けては、前期の課題を含めた施策提案が必要になるだろうし、策定委員会の下部組織を作るのか自立支援協議会の中でのきちんとした委員会を作るのかといったことを考えると、やはり自立支援協議会での協議が必要である。そうすると6番目の項目として位置づけるべきではないか。

相談支援や権利擁護支援についてだが、精神障害者にとってということに絞ると、単なる相談支援や権利擁護支援ではだめで、地域生活の中では特に理解されにくく、精神科病院に多くの方が入院している状況を踏まえれば、突出した充実が必要であり、地域包括ケアシステムの理念化に盛り込んでいく必要があると感じている。

会長

権利擁護、相談支援のイメージについては今後議論していかなければと思う。措置入院については監視体制ではなく支援、分厚い支援の仕組みを作ることで対応したいと思うし、地域自立支援協議会との連携については大事な事であり、6番目の項目としておくのかどうかについては、全体にかかわることとして、また検討してゆければと思う。最後にまとめも含めて副会長にお願いしたい。

副会長

1回目で初めての委員もいらっしゃるのどうなるだろうかと感じていた方もあると思うが、重点的な取り組みの中でのキーワードは「理解」であるということを中心に、個別のテーマについてもあと3回の会議があるので、今後理解を深めていただきたいと思う。時代が変わっ

ていて障害者問題は当事者や保護者の立場から意見を言う。自由にできる状態から自分では何もできない状況のある人までいろんな個々の状況があるということ、保護者の感覚が変わっている中では障害の有無にかかわらず保育者的な感覚を多くの人が思っている。自分が働きたいという思いを持つ保護者が普通になっている。障害者本人の高齢化からゼロ歳児の障害者までいろんな人がいる中で、この中で少しでも理解していただければと思う。もう一つ、今後西宮市の中央病院と県立病院が合わさって一つの病院になるという構想がある中で、委員会として病院内に求められる福祉的な機能や必要な機能についても提言できるようにしていきたいと思う。障害者の問題は医療抜きには考えられない状況になっており、ご理解いただければと思う。

会長

事務局から連絡等あればお願いします。

事務局

本日は貴重なご意見を感謝する。次回は8月を予定しており、後日改めて時間等も含めて確認をさせていただく。ご希望に添えないこともあるかもしれないがご容赦いただきたい。改めて正式な日時・場所については2か月前までにはご連絡する。

会長

できれば局長より一言いただきたい。

局長

第1回目にかかわらず活発なご意見をいただいた。回数が多くあるようで、4回目にはまとめに入ることを考えると、事務局を含めて精力的に取りまとめ等していきたい。次回以降もよろしくをお願いします。本日はありがとうございました。

会長

これにて閉会とする。ありがとうございました。

以上。